

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（授業料の納付方法等） 第3条　〔略〕 2　〔略〕 3　前2項の規定にかかわらず、知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）<u>第8条第1項の規定</u>による認定（以下「<u>授業料等減免対象者の認定</u>」という。）の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、当該申請の日の属する月（前2項に定める期間経過後に当該申請をした者にあつては、当該申請の日の属する月の翌月）から当該通知の日の属する月までの月分の授業料（当該申請の日以後において納付すべきものに限る。）の納付を猶予するものとする。 4　前項の申請をした者、<u>授業料等減免対象者の認定</u>を受けた後授業料の減免の額に変更（当該額が減額された場合に限る。）があつた者又は<u>授業料等減免対象者の認定</u>の効力が停止された者に係る授業料の納付期間その他の授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。 5・6　〔略〕 （入学料の納付方法） 第5条　〔略〕 2　前項の規定にかかわらず、知事は、<u>授業料等減免対象者の認定</u>の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、入学	（授業料の納付方法等） 第3条　〔略〕 2　〔略〕 3　前2項の規定にかかわらず、知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）<u>第4条第1項の認定又は法第6条第1項に規定する変更認定</u>（以下「<u>認定等</u>」という。）の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、当該申請の日の属する月（前2項に定める期間経過後に当該申請をした者にあつては、当該申請の日の属する月の翌月）から当該通知の日の属する月までの月分の授業料（当該申請の日以後において納付すべきものに限る。）の納付を猶予するものとする。 4　前項の申請をした者、<u>認定等</u>を受けた後授業料の減免の額に変更（当該額が減額された場合に限る。）があつた者又は<u>認定等</u>の効力が停止された者に係る授業料の納付期間その他の授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。 5・6　〔略〕 （入学料の納付方法） 第5条　〔略〕 2　前項の規定にかかわらず、知事は、<u>認定等</u>の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、入学料の納付を猶予する

料の納付を猶予するものとする。	ものとする。
3 [略]	3 [略]
（授業料等の還付の制限）	（授業料等の還付の制限）
第9条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定に基づき前納した授業料、前条第1項の規定に基づき減免された授業料等並びに <u>法第8条第1項</u> の規定により減免された授業料及び入学科については、この限りでない。	第9条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定に基づき前納した授業料、前条第1項の規定に基づき減免された授業料等並びに <u>法第4条第1項</u> の規定により減免された授業料及び入学科については、この限りでない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。